

# 都城市感染症対策休業要請等協力金等事業補助金

## 【重要】 交付要領

書類を準備される前に必ずお読みください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条第9項に基づく休業等の協力の要請に応じて休業した事業者（以下「事業者」という。）に対し協力金を、協力金の支給対象者のうち、ガイドラインの遵守と事業者名簿等の公表を誓約した事業者に対して支援金を支給します。

### 対象者

ア 遊興施設のうち、接待を伴う飲食店を休業した者

（例）キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ

イ ア以外の食事提供施設については、時間短縮営業した者

※営業時間：午前5時から午後8時まで、酒類の提供は午後7時まで

※持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）のみは除きます。

### 休業要請期間

令和2年 **8月1日(土)～8月16日(日)**【16日間】

※施設の予約状況等により、8月1日（土）から休業することが

困難だった場合には、8月3日（月）～8月16日（日）【14日間】

### 交付額

交付額	協力金（店舗毎）	支援金（店舗毎）	合計
①接待を伴う飲食店（休業）	10万円	10万円	20万円
②①以外の飲食店（時短営業）	5万円	10万円	15万円

### 申請期間

令和2年 **8月17日(月)～9月30日(水)** ※必着

### 申請方法

**郵送**

による申請受付となります。

※店舗ごとに  
ご申請下さい。

■申請書類等は、専用封筒で送付ください。

■都城市ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、御自分で封筒を準備される場合は、下記の住所へ郵送してください。

〒885-8555 都城市姫城町6街区21号 都城市商工政策課  
「都城市感染症対策休業要請等協力金等事業補助金」受付窓口 行

※交付条件、対象者等の詳細、申請に必要な書類等、申請書の記載方法等については、次ページ以降をご確認ください。

# 都城市感染症対策休業要請等協力金等事業補助金交付要領

本要領には、詳細な交付条件や対象者等、申請に必要な書類等を記載しております。

## 1 対象者

### (1) 次のすべてを満たすこと

- ① 宮崎県知事が令和2年7月30日に行った休業等への要請に応じ、対象期間に休業又は時間短縮営業した事業者であること。
- ② 都城市内に接待を伴う飲食店又はその他飲食店を有する事業者であること。
- ③ 令和2年7月30日時点において食事提供施設における営業を廃止していないこと。
- ④ 県及び市が、補助金の交付要件の有無の確認にあたり、県及び市が保有する公簿を確認することに同意する者であること。

### (2) 以下のいずれかに当てはまる者でないこと。

- ① 都城市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者
- ② 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- ③ 申請者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って暴力団を利用している者
- ④ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑦ 法人の役員等が、前各号のいずれかに該当する者
- ⑧ 前各号に掲げる者のほか、協力金等の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する者

## 2 ガイドライン及び支援金について

対象事業者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを遵守することに誓約し、かつ、事業者名等を公表することに同意し、感染防止策を講じる場合は、あわせて支援金の対象にもなります。

支援金については、感染防止対策をさらに推進するため、手指消毒用エタノール・マスクや非接触型体温計等の購入、仕切りのためのビニールカーテンの設置、従業員に対する感染防止対策のための研修などにご活用ください。

### 3 申請に必要な書類

- ① 都城市感染症対策休業要請等協力金等事業補助金交付申請書兼実績報告書兼誓約書  
(様式第1号)  
※休業要請等に応じた複数の店舗を有する場合は、  
別紙「運営する施設の名称等一覧表」をご提出ください。
- ② 都城市感染症対策休業要請等協力金等事業補助金交付請求書(様式第2号)
- ③ 都城市感染症対策休業要請等協力金等事業補助金申請に伴う暴力団排除及び補助金等の  
交付条件に関する誓約書及び同意書(様式第3号)  
※法人等については、役員等一覧(様式第3号裏面)をご提出ください。
- ④ 請求書記載の振込口座が確認できる書類の写し(通帳のコピー等)  
※銀行、支店(出張所名)、預金種別、口座番号、口座名義(カタカナ部分)が  
わかるようにコピーしてください。
- ⑤ 営業の実態が確認できる書類(A、Bのいずれか)  
A 直近1期分の確定申告書又は市民税申告書の写し  
B 創業間もない等、Aの提出が難しい場合は、  
税務署提出の開業届の写し又は法人設立届の写し
- ⑥ 食品衛生法に基づく営業許可書の写し
- ⑦ 対象期間に休業又は時間短縮営業を行ったことが確認できる店舗等での告知、  
ポスター類の写真又はホームページの写し等  
※告知は休業又は時間短縮営業等の実施期間の表示が必要です。  
(例)休業期間：8月1日～8月16日 など。「当面の間」等の表記は不可。
- ⑧ 店舗の外観及び内観の写真(飲食スペースが確認できるもの)
- ⑨ 法人の場合、国税庁法人番号公表サイトで公表されている基本3情報  
(1.商号又は名称、2.本店又は主たる事業所の所在地、3.法人番号)の画面の写し等
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

#### 【法人・個人共通】

- 確定申告書又は市民税申告書の写しには、税務署印、税理士印、もしくは青色申告会印、  
自治体印などが押印されていることが必要です。(e-TAXの場合は、「受信通知」が必要)
- 開業届の写し又は法人設立届の写しにも、税務署印の押印が必要です。

※申請書類については、申請書等記載例を参考にご記入ください。